

随意契約及び比較見積省略理由書

案件名：南大阪湾岸流域下水道 中部水みらいセンター 1系監視制御設備改良工事

本工事は、中部水みらいセンターの1系水処理電気設備に関する監視制御設備の機能増設を行う工事である。

今回機能増設する監視制御設備は、システム構成や各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、製作会社が独自に開発設計した制御技術、信号処理技術を採用し、中部水みらいセンターの監視制御機能を満足させるために特別に製作されたものである。そのため、本工事における監視制御設備の改造（機能増設）には、設計・製作者の管理保有する技術が必要であり、その機能確認にあたっては、既設システムを含めた中部水みらいセンターの監視制御全体の機能動作を掌握した上で行う必要がある。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計、製作、据付及び試運転調整を実施したメタウォーター株式会社関西営業部が唯一施工可能な企業であるため、同社より見積りを徴収することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積りを省略する。